茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月２５日

茅ヶ崎市教育委員会教育長　青　柳　和　富

茅ヶ崎市教育委員会規則第６号

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和３５年茅ヶ崎市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２８条」を「第２９条」に、「（第２９条～第３４条）」を「（第３０条～第３５条）」に、「（第３５条・第３６条）」を「（第３６条・第３７条）」に改める。

第３６条を第３７条とし、第３５条を第３６条とする。

第６章中第３４条を第３５条とし、第２９条から第３３条までを１条ずつ繰り下げる。

第５章中第２８条を第２９条とし、第２７条を第２８条とし、第２６条を第２７条とする。

第２５条中「第３５条」を「第３６条」に改め、同条を第２６条とし、第２４条を第２５条とし、第２３条を第２４条とする。

第２２条中「教諭又は養護教諭」を「主務教諭」に、「第１５条」を「第１５条の規定により設けられた主務教諭の職は教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから、第１６条」に改め、同条を第２３条とし、第１５条から第２１条までを１条ずつ繰り下げ、第１４条の次に次の１条を加える。

（主務教諭）

第１５条　学校に、主務教諭を置く。

２　主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、及び校長の命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

３　学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに校長の命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

附　則

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

２　改正後の第２３条（総括教諭の職に係る部分に限る。）の規定は、令和９年４月２日以降の総括教諭の職の任命について適用し、同日前の総括教諭の職の任命については、なお従前の例による。